

律例要條

下

特39

673

館書圖京東

函三一 門新

架四 部一一

號五八四 類

共  
三  
本

訴訟律

明治八年文部省交付

兼受理

凡人命及び強盜等を告る小官詞即時小

受理せらるる者の懲役七日開毆婚姻田

宅等の事の各犯人の罪は二等を減せ

並に罪懲役七十日又は止る財を受て受

理せらるる者の罪は計へ枉法を以て重し

從論せらる

凡て誣告する者の罪の輕重は從ひ已

處決し未だ處決せらるるを問を告人を

訴訟律

反坐せしむる

死罪に誣告して未だ處決せしむる者の一

等を減せしむる

若二事以上を告し重事の實ありて軽事

の虚及び數事を告て罪等より一事實あり

者の並に誣告の罪を免さる

若二事以上を告し輕事の實ありて重事

の虚或は一事を告し輕と誣て重と爲す

者の並に刺る所は反坐せしむる

若獄囚已に伏罪して冤枉なきは囚の親

屬妄訴する者の囚の罪は三等を減せしむ

を罪懲役百日お止る

手名犯義

凡子孫祖父母父母と告げ妻妾夫及び夫

の祖父母父母を告る者の實は得と雖も

懲役二年半誣告する者の懲役終身若二

等親の尊長及び外祖父母と告る者の實

と得と雖も懲役九十日三等親の尊長の

懲役八十日四等親の尊長の懲役七十日

妻の父母の懲役六十日其告らるる二等  
 三等親の尊長及び外祖父母若くは妻の  
 父母ハ並ニ自首ノ同ク罪ト免ラる四等  
 親の尊長の本罪ニ三等ト減セらる若し誣  
 告の罪重き者の各誣る所の罪ニ三等ト  
 加へらる是罪懲役十年ニ止る  
 其嫡繼母所生母其父と殺し及び養父母  
 其所生父母と殺し若くハ二等親以下の  
 尊長ノ財産ト侵奪セらる或ハ其身ト毆

傷せらるる卑幼の自訴を可き者の並ニ  
 告を聴さるる告らるる者ハ各本律ニ依テ  
 之と科せらるる于名犯義の限ニ在る卑幼  
 の告らるるも亦同  
 若し卑幼と告げ實を得る者ニ等三等親の  
 卑幼及び女婚も亦自首ノ同ク罪ト免ラ  
 る四等五等親の卑幼ハ本罪ニ三等ト減  
 せらる誣告らるる者ニ等親の尊長の誣  
 告の罪ニ三等ト減せらるる三等親の尊長

ハ二等と減せしき四等五等親の尊長ハ一等と減せしる

若雇人家長と告る者ハ實と得と雖も懲役六十日誣告し者ハ誣る所の罪ニ三等と加へらる罪懲役十年止る

子孫違教

凡子孫祖父母父母の教令ニ違犯し及以奉養故ること有る者ハ懲役百日祖父母父母の親ら告と待て乃ち坐せしる  
凡祖父母父母老疾して家ニ侍養の親を

教唆詞訟

凡詞訟と教唆し及以人の爲ニ詞狀と作り情罪と増減して人と誣告し者ハ犯人と同罪罪懲役十年止る

若雇と受け人を誣告し者ハ自ら誣告しると罪同財と受る者ハ贓ニ計へ枉法と以て重め從て論せしる

其人の愚ふして冤枉と伸るると能く見く教令を以實と得及以人の爲ふ

詞狀と書寫して罪を増減せしめ者ハ論せらる

受賍律

官吏受賍

凡官吏枉法不枉法の事ハ因テ財ト受ル者ハ賍ト計ヘ之ト科セラル等外人ハ各一等ト減セラル  
若シ説事過錢多ク者等内人ハ錢ト受ル人トシ一等ト減セラル外人ハ二等ト減セラル  
罪懲役一年半ト止ル若シ別ニ財ト受ル者ハ枉法不枉法賍ト計ヘ重ク從テ論セラル

枉法の賍各主ある者ハ通算して全科せ

ら

一圓以下 懲役六十日

一圓以上 懲役七十日

一十圓以上 懲役八十日

二十圓以上 懲役九十日

三十圓以上 懲役百日

四十圓以上 懲役一年

五十圓以上 懲役一年半

六十圓以上 懲役二年

七十圓以上 懲役二年半

八十圓以上 懲役三年

九十圓以上 懲役五年

一百圓以上 懲役七年

一百一十圓以上 懲役十年

二百五十圓以上 懲役終身

等外人ハ三百圓以上 懲役終身

不枉法の賍各主ある者通算して全科せ

ら

一圓以下 懲役五十日

一圓以上 懲役六十日

一十圓以上 懲役七十日

二十圓以上 懲役八十日

三十圓以上 懲役九十日

四十圓以上 懲役百日

五十圓以上 懲役一年

六十圓以上 懲役一年半

七十圓以上 懲役二年

八十圓以上 懲役二年半

九十圓以上 懲役三年

一百圓以上 懲役五年

一百一十圓以上 懲役七年

一百二十圓以上 懲役十年

三百圓以上 懲役終身

等外人ハ三百圓以上ニ至リ罪懲役十

年止了



堅匪家業

律例要條 受賄律

凡枉法不枉法の事より因り財と受るは非  
して賍より堅せしは罪より致と者ハ通算  
て罪と科せしと與る者ハ五等と減せら  
る

五圓以下 懲役十日

五圓以上 懲役二十日

二十圓以上 懲役三十日

四十圓以上 懲役四十日

六十圓以上 懲役五十日

八十圓以上 懲役六十日

一百圓以上 懲役七十日

一百二十圓以上 懲役八十日

一百四十圓以上 懲役九十日

一百六十圓以上 懲役百日

二百圓以上 懲役一年

四百圓以上 懲役一年半

六百圓以上 懲役二年

八百圓以上 懲役二年半

律例要條 受取條

一千圓以上 懲役三年

事後受財

凡官吏承行之事あり先財と送ること  
と聽許せし事過るの後財と受け事若枉  
断せし者枉法と準して論せし事枉  
断せし者枉法と準して論せし事  
並に罪懲役十年と止る錢と出し及び過  
るの人の坐賍と依て論し一等と減せ  
らる並に罪懲役七十日と止る  
凡諸人事あり財と以て官吏に請求し法

以財請求

を枉しんと欲する者の與る所の  
財と計へ坐賍と依て論せし事若難と避  
け易と就き枉る所の罪重き者の重と從  
て論せし事

尅留盜贓

凡枉法の事と非と雖も財と以て官吏の  
受理と請求する者ハ與る所の財と計へ  
坐賍と依て論し一等と減せし事  
凡巡捕官吏已に盜賊と獲る賍物と尅留  
し官司と送する者の懲役三十日已に入

律例要條  
受賄律

る者ハ賍ニ計ヘ不在法ト以テ論セシムル

Blank columns for text

詐為官  
文書

詐偽律

凡府縣の文書ト詐為一及以増減シムル者

ハ皆懲役二年餘の文書の皆懲役百日未

ヲ施行セシムル者ハ各一等ト減セシムル重

事ニ関スル文書の各一等ト加ヘシムル若

規避シムル所ある者ハ各重ハ從テ論セシ

ル

凡私の文書ト詐為シムル者ハ情ト量リ不

應為ニ問ヒ輕重ト分ツ

律例要條  
東為律  
十

對詔上唇  
詠不以實

律例要條

言律條

凡對詔及ひ奏事上書小詠以實と以てせ  
き者ハ懲役二年

凡對詔奏事上書と除く外上と告る小詠  
と實と以てせき者ハ懲役一年事情輕  
き者ハ懲役八十日

偽造官印

凡府縣の印と偽造し者ハ懲役五年餘  
の印ハ懲役一年未と行使せき者ハ各  
一等と減せしる財と得る者ハ各盜罪と  
以て重と從て論せしる

偽造寶貨

凡寶貨を偽造し已と行使し者首ハ斬  
從及ひ匠人若くハ情を知て買使し者  
ハ懲役終身其雜役ハ供し者ハ懲役十  
年未と行使せし者ハ各一等と減せし  
る

其偽造未と成し者首ハ懲役三年從及  
ひ匠人ハ懲役二年半雜役者ハ懲役百日  
若過と悔て自首し者已と行使しハ  
二等と減せし未と行使せしハ罪と

免さる

凡金銀貨幣の邊縁と剪錯して利と取り

行使する者ハ懲役三年

凡紙幣の字樣と挑刺し成片と補綴し筆

畫を抽改し真と以て偽を作り行使する

者ハ懲役五年

凡偽造たる者を知り雇を受け接連し

て真貨の兌換する者ハ知情買使を以て

論せらる

凡偽造するの情を知り房屋と給し及び

窩藏する者ハ未行使と分ち並み偽造

從て以て論せらる

凡雜役の供する者雇工錢の偽貨を受け

行使する者ハ知情行使律に依る

凡偽造已お成り未行使せしむる悔悟

し其夥黨と脱走し雖も首報せざる者ハ

偽造已成未行使を以て論せらる其偽造

未成する者ハ懲役百日

凡人の寶貨と偽造するを知らず官司

申報せざる者ハ違令重小問ふ

凡寶貨を取受くるの後始て偽造に係る

と知り官司の檢視を経とて行使する

者ハ不應為重小問ふ

偽造秤尺

凡斛斗秤尺を偽造する者ハ懲役五年從

者及以匠人の懲役三年

凡斛斗の邊縁と増補し秤量の標星懸紐

と變換して利を圖る者ハ懲役一年半情

偽造私印

輕き者ハ不應為律小問以輕重と分つ

凡私印を偽造する者ハ懲役百日財を得

る者ハ賍小計へ各盜罪を以て重小從て

論せざる

詐稱官

凡無官小して有官と詐稱し或ハ官司の

差遣と詐稱して人と捕へ及以官負の姓

名を詐冒して求為する所ある者ハ懲役

二年半犯其所輕き者ハ懲役七十日

若見任官の子孫弟姪家令等と詐稱して

求為<sup>ス</sup>者<sup>ハ</sup>所<sup>ニ</sup>あり<sup>テ</sup>者<sup>ハ</sup>懲<sup>シ</sup>役<sup>九</sup>十日<sup>ニ</sup>犯<sup>ス</sup>を<sup>所</sup>  
輕<sup>キ</sup>者<sup>ハ</sup>懲<sup>シ</sup>役<sup>三</sup>十日<sup>ニ</sup>從<sup>テ</sup>者<sup>ハ</sup>各<sup>一</sup>等<sup>ニ</sup>  
を<sup>減</sup>せ<sup>ル</sup>る

若<sup>シ</sup>財<sup>ヲ</sup>と<sup>得</sup>る<sup>者</sup>ハ<sup>ハ</sup>贓<sup>ノ</sup>小<sup>計</sup>ハ<sup>ハ</sup>竊<sup>盜</sup>ニ<sup>準</sup>じ<sup>テ</sup>重<sup>ク</sup>  
由<sup>テ</sup>從<sup>テ</sup>論<sup>セ</sup>る<sup>罪</sup>懲<sup>シ</sup>役<sup>十</sup>年<sup>ニ</sup>止<sup>ル</sup>

凡<sup>ソ</sup>郷<sup>貫</sup>名<sup>氏</sup>と<sup>詐</sup>稱<sup>シ</sup>て<sup>ハ</sup>客<sup>墨</sup>小<sup>宿</sup>する<sup>者</sup>  
ハ<sup>ハ</sup>不<sup>應</sup>為<sup>輕</sup>小<sup>問</sup>ス

凡<sup>ソ</sup>官<sup>吏</sup>人<sup>等</sup>疾<sup>病</sup>と<sup>詐</sup>稱<sup>シ</sup>事<sup>ハ</sup>臨<sup>テ</sup>難<sup>ク</sup>  
避<sup>ル</sup>者<sup>ハ</sup>懲<sup>シ</sup>役<sup>三</sup>十日<sup>ニ</sup>避<sup>ル</sup>所<sup>事</sup>重<sup>キ</sup>者<sup>ハ</sup>

詐稱

懲<sup>シ</sup>役<sup>七</sup>十日

若<sup>シ</sup>罪<sup>ヲ</sup>犯<sup>シ</sup>て<sup>ハ</sup>死<sup>ト</sup>と<sup>詐</sup>稱<sup>シ</sup>喚<sup>問</sup>と<sup>免</sup>ん

と<sup>ス</sup>者<sup>ハ</sup>懲<sup>シ</sup>役<sup>一</sup>年<sup>半</sup>避<sup>ル</sup>所<sup>事</sup>重<sup>キ</sup>者<sup>ハ</sup>

ハ<sup>ハ</sup>各<sup>重</sup>小<sup>從</sup>テ<sup>ハ</sup>論<sup>セ</sup>る<sup>る</sup>

若<sup>シ</sup>人<sup>ト</sup>忿<sup>争</sup>して<sup>ハ</sup>故<sup>キ</sup>に<sup>ハ</sup>自<sup>ラ</sup>傷<sup>殘</sup>し<sup>テ</sup>入<sup>ル</sup>

小<sup>ハ</sup>詐<sup>賴</sup>する<sup>者</sup>ハ<sup>ハ</sup>懲<sup>シ</sup>役<sup>七</sup>十日<sup>ニ</sup>其<sup>雇</sup>を<sup>受</sup>け

人<sup>ノ</sup>為<sup>メ</sup>傷<sup>殘</sup>する<sup>者</sup>ハ<sup>ハ</sup>犯<sup>人</sup>と<sup>同</sup>罪<sup>因</sup>ト

死<sup>ハ</sup>致<sup>ス</sup>る<sup>者</sup>ハ<sup>ハ</sup>鬪<sup>殺</sup>罪<sup>ハ</sup>一<sup>等</sup>を<sup>減</sup>せ<sup>ル</sup>る

凡<sup>ソ</sup>詐<sup>テ</sup>人<sup>ト</sup>と<sup>教</sup>誘<sup>シ</sup>て<sup>ハ</sup>法<sup>ヲ</sup>を<sup>犯</sup>き<sup>メ</sup>卻<sup>テ</sup>

誑教  
人犯法

律例要條  
言例律

自ら捕獲し若くは告舉し或は人として  
捕告せしむる者の法を犯す人と同罪

犯姦律

犯姦

凡和姦夫あり者の各懲役一年妻は一等

を減せらる若姦合及ひ容止しを通姦せ

しむる者の犯人の罪は三等を減せらる

強姦する者の懲役十年未だ成する者の

一等を減せらる因て折傷する者の懲役

終身死ふ致す者の斬婦女の墜せらるるを

十二歳以下の幼女と姦する者の和と雖

も強と同一論せらる



親屬相姦

凡父祖の妻伯叔姑姉妹及ひ子孫の婦と姦する者ハ各懲役三年強姦する者ハ懲役終身若母の姉妹及ひ兄弟の妻姪の妻と姦する者ハ懲役二年妻と姦する者ハ各一等と減せしむる強姦する者ハ並ニ懲役終身

若兄弟姉妹の女及ひ前夫の女同母異父姉妹と姦する者ハ各懲役二年強姦する者ハ懲役終身

姦家長妻

凡雇人家長の妻と姦する者ハ各懲役一年半強姦する者ハ懲役終身

姦部民妻

凡官吏部民の妻と姦する者ハ懲役一年半相姦するの妻ハ懲役一年

居喪犯姦

凡父母舅姑の喪ニ居り姦と犯す者ハ各凡姦と以て論し夫の喪ニ居り姦と犯す者ハ有夫と以て論せしむ相姦するの人の並ニ同罪

犯姦條例

凡雜姦する者ハ各懲役九十日華士族ハ

破廉耻甚と以て論せしむる其姦せしむる

の幼童十五歳以下の者の坐せしむる若

強姦せしむる者の懲役十年未だ成する者の

一等と減せしむる

凡私娼と街賣する窩主の懲役四十日婦

女及び媒合容止する者の一等と減せし

む若父母の指令と受る者の罪と其父母

の坐し婦女の坐せしむる

凡僧尼の姦と犯す者の凡姦罪と以て論

せしむる

凡妻妾を縦容し人を通姦せしむる者

の未夫姦夫姦婦各懲役一年因て財と圖

る者ハ枉法小準一重小從て論せしむる

雜犯律

拆毀揭榜場

凡揭榜場を拆毀し及び板榜を毀する者ハ懲役三年

販賣鴉片烟

凡鴉片烟を販賣して利を圖る者首ハ斬從ハ懲役十年

若人を誘いて吸食せしむる者の絞從

及ひ情を知り房屋を給する者の懲役十

年若し誘せしむる者ハ懲役一年

若し販賣して未だ售賣せしむる者首ハ懲役

十年從ハ懲役三年買食する者ハ懲役二

年半並ニ鴉片烟ハ官ハ没入せしむる

若官吏知テ舉せしむる者ハ同罪懲役十

年止る財ト受る者ハ枉法ト以テ重ハ

從テ論せしむる

賭博

凡財物ト賭ト博戲ト爲る者ハ皆懲役八

十日賭場ノ財物ハ官ハ入る其賭房ト開

張しむる人ハ其列ハ與しむる雖も同罪飲食

ト賭しむる者ハ論せしむる

若産業無クシテ常ハ濶刀ト挾帶ト無頼

ノ徒ト招結ト賭場ト開張ト四鄰ト横行

しむる者ハ皆懲役五年

凡賭博三犯以上ハ懲役一年

凡博戲ハ用る骰子骨牌ト賣る者ハ賭博

者ト同罪再犯ハ一等ト加へしむる三犯以

上ハ懲役一年

凡賭博ノ列ニ與ヒト雖も母錢ト借ト息

ト收る者ハ犯人ト同罪

失火

凡火と失して自己の宅舎と焼く者ハ懲  
 役二十日人の宅舎ハ延焼する者ハ懲役  
 四十日罪止火と失する人と坐せしむる若  
 公廨及び倉庫内ハ於て火と失する者ハ  
 懲役百日主守の人因て財物と侵欺する  
 者ハ贓ハ計へ監守自盜と以て論せしむる  
 其外ハ在り火と失して延焼する者ハ各  
 三等と減せしむる  
 其宮殿及び倉庫と守衛ハ若くハ囚と掌

る者火の起と見てハ所守と離ること得  
 違ふ者ハ懲役七十日

凡官幣國幣大社小於て火と失する者ハ

懲役一年中社ハ懲役百日小社ハ懲役九

十日府縣社ハ懲役七十日郷社ハ懲役六

十日延焼する者ハ各本罪ハ三等と減せ

らる減して人の宅舎と延焼するより輕

く若くハ等まの並ハ一等と加へらる

凡稅居人火と失して其家と焼く者ハ自

已宅舎と焼くは一等と加へらる

凡火と失して人と焼死は致と者ハ死

の多寡と論せと一等と加へらる其同居

一等親の尊長と焼死は致と者ハ懲役百

日二等親以下の尊長ハ各一等と連減せ

らる卑如ハ各等親ハ照し尊長ハ三等と

減せらる減して罪致人焼死律より輕と

者ハ減せらる其各居ハ係る者ハ等親

尊卑と論せと並ハ致人焼死と罪同一

放火

凡火と失して人の山林柴草及ハ空間房

屋若くハ田場積聚の物と延焼する者ハ

官私と分て人の宅舎ハ延焼するハ一等

と減せらる

凡火と放て故さるハ公厩倉庫及ハ民舎

と焼く者ハ皆斬未ハ燒燬ハ至する者ハ

懲役十年

凡火と放て人の空間房屋及ハ田場積聚

の物と焼く者ハ懲役七年未ハ燒燬ハ至

きる者ハ懲役三年

凡火と放す故きるに自己の房屋と焼く

者ハ懲役九十日未と燒燬お至する者ハ

一等と減せしる若期せしめて公廨倉庫

及以民舎と延燒する者ハ懲役二年半因

財と盜む者ハ懲役終身

凡火と放す人の空間房屋と燒き期せし

して人の宅舎お延燒する者ハ懲役十年

凡他人より財物畜産の寄託と受け轉く

費用受寄財産

費用する者ハ坐贓と以て論し一等と減

せしる罪懲役二年半お止る死失と詐言

する者ハ竊盜ハ二等と減せしる罪懲役

三年お止る並お物と追して主お還する

其水火盜賊ハ費失せしる及以畜産病死

する者ハ論せしる

得遺失物

凡遺失の物と得しる必を官お送へ官

物ハ全く官お入る私物ハ一半と其主お

給せしる一半と得る人お給せしる如三

十日以内其主あけぬは全く給せらる若  
 官物送さる者官物に坐贓と以て論一物  
 と追して官物還さる私物に一等と減一  
 主あるは主に給せらるは主あけぬは官物入  
 若官私地内は於て埋藏の物と掘得る者  
 は並に官物送り地主と中分せらる  
 隠して送さる者地主に合つ可まの數と  
 計へ坐贓と以て論一等と減せらるは仍

地主に中分せらる  
 凡水中沈没の物と得るは遺失物と得る  
 以て論せらる  
 凡遺失物と得る物品盜贓に係ると雖も私  
 物に半と其主に給せらるは半と  
 得る人に給せらる  
 凡官吏邏卒遺失物と得るは所部内外  
 問を主あるは全く其主に還さる如三十  
 日内に其主あけぬは得る者に給せらる



凡一切應禁の物と得たる遺失及び埋藏  
若くハ沈没を合さ一體の官に没入せら  
る

凡人の邸宅内中於て遺失物と竊取する  
者ハ竊盜の準して論せらる

違令

凡令に違ふ者ハ重き者の懲役四十日輕き  
者の一等と減せらる

凡制に違ふ者ハ懲役百日輕き者の一等  
と減せらる

不應為

凡式に違ふ者ハ懲役二十日輕き者の一  
等を減せらる

凡律令に正條ありと雖も情理に於て為  
と得應らざるの事と為る者ハ懲役三十  
日事理重き者の懲役七十日

凡詭言怪説と流傳し及び著述して政體  
と妨害する者ハ不應為重小科せらる

捕亡律

追捕罪人

凡捕吏差遣と承け罪人と追捕する小事

故に託して行を若くは罪人の所在を知

て捕する者の懲役百日

若財を受け故縱する者の囚と同罪 重

き者の贓を計へ枉法と以て重小從て論

せらる

凡捕吏正犯の財を受け故縱する同罪者

正犯死に至るの同罪者の懲役終身小處

せしむると雖も其財と受むると故縦一及  
以通信して逃避せしむる同罪者の罪懲  
役十年止る

罪人拒捕

凡罪と犯して逃走し追捕と拒く者の各  
本罪上の二等と加ふる罪懲役十年止  
る本罪死を可き者の常律に依る捕吏と  
殴ち折傷以上お至る者の絞殺を者の斬  
從たる者の各一等と減せしむる  
若罪人兇器と持し拒捕するお捕吏之と

格殺し及ひ囚逃走するお捕吏之と逐殺  
し若くは囚追逐お因て窘迫し自殺する  
者の並に論せしむる

若罪囚逃走し雖も己に拘執お就き及  
び拒捕せしむるに捕吏之と殺し或は折傷  
する者の各鬪殺傷と以て論せしむる若死  
罪お該る罪人を捕吏一時念激して擅殺  
する者の懲役九十日

獄囚脱監及  
又獄逃走

凡罪と犯し囚禁せしむる脱監及ひ越獄

一と逃走する者ハ各本罪上ハ二等と知らるる罪懲役終身ハ止る本罪死を可き者ハ常律ハ依る

若罪囚反獄して逃走する者首ハ斬從ハ懲役終身同牢の囚人反情と知する者ハ坐せしむる

其罪囚水火震災の變ニ因り逸出ハ投歸する者ハ斬絞以下各一等と減せしむる凡罪囚糾合して越獄するハ從しむる實ハ

捷と首報し因て罪囚即時ハ獲り就き脱逃と致する者及以反獄の情と知し首報する者ハ斬絞以下各本罪ハ一等と減せしむる

凡脱監及以越獄して逃走する者再逃以上ハ又二等と累加せしむる罪懲役終身ハ止る懲役場を逃走し又監獄と脱越する者罪亦同し

凡犯人責府内逃走する者ハ本罪ハ一

等を加ふる若囚禁及び責府内にお逃走し  
て自首する者ハ止本罪と科して逃罪と  
免さる

懲役人逃

凡懲役一年以上の囚人限内逃走する者  
ハ棒鎖二日仍原犯の年限ハ照して新ハ  
拘役し已ハ役過せし月日ハ通算せしむ  
若再ハ逃走する者ハ懲役終身  
凡懲役百日以下の囚人限内逃走する者  
ハ棒鎖一日仍原犯の日限ハ照して新ハ

拘役し再ハ逃走する者ハ棒鎖二日更ハ  
懲役一年ハ入る若外ハ在ると又百日以下  
の罪を犯せハ原犯後犯と通算して新ハ  
拘役せしむ其一年以上の罪と犯す者ハ  
止後犯の年限ハ照して更ハ科断せしむ  
凡懲役一年以上の囚人逃走する者ハ例  
ハ照し棒鎖二日仍原犯の年限ハ照して  
新ハ拘役せしむと雖も若逃走し外ハ在  
ると又三年以下の罪と犯せハ後犯の年限

凡懲役五年以上の囚人限内逃走する者  
亦例照して棒鎖二日仍原犯の年限  
照して新小拘役せらるると雖も若逃走  
外不在と重て五年以上十年以下の罪  
せらる

凡懲役五年以上の囚人限内逃走する者  
亦例照して棒鎖二日仍原犯の年限  
照して新小拘役せらるると雖も若逃走  
外不在と重て五年以上十年以下の罪  
せらる

凡懲役終身の囚人逃走する者ハ絞  
凡懲役人逃走して自首する者ハ逃罪と  
免さる仍原犯の年限照して新小拘役  
せらる若外不在又罪と犯る者ハ自首

法小照して首免とすと雖も其逃罪及以  
從新拘役の仍本法と尽さる

凡懲役人の逃走と報し因て逃走と致さ  
るる者の本罪小一等と減せ

凡懲役人水火震災の變に因て逸出し二  
十四時間小投歸し者逃罪と問は若

時と過く投歸せし者例小照して棒  
鎖二日仍原役の剩る日數と役せし其

變に遇ひ内にお在て逸出せし能く消救  
禦する者本罪小一等と減せしる

凡禁錮限内外人小接見通信し若くハ疾  
病療養等小託し潜出行歩する者原限

の年日小照して新お之と科せしる  
若潜出して他小投宿し及ひ縱飲する等

小係し懲役七十日曉罪ししと聽  
さる仍新小原限と科せしる

凡主守罪囚の逃走しと覺し者懲

主守不  
覺失四

役四十日若罪囚反獄して逃走し或は死

ハ一等と減せしむる故縦しむる者の各囚と

同罪罪懲役十年中止る

若未だ断決せしむるの間自ら捕獲し及ひ

他人捕得し若くは囚已に死し及ひ自首

しむる各一等と減せしむる財と受る者の

贓計へ枉法と以て重罪に従て論せしむる

若賊外より獄に入り罪囚と却りし防禦

しむる雖も力歎せしむる能しむる者の論せ

らむと

凡主守者守れ失し囚て未決の囚自認し

至しむる者の懲役三十日

凡主守囚の逃走と覺しむる者の捕限三十

日と給し追捕せしむる限内捕得しむる

ハ二等と減せしむる其故縦しむる者の捕限

と給せしむる

凡保管人囚の逃走と覺しむる者の主守不

覺失囚律ハ二等と減せしむる



藏匿罪人

律例要條

捕

凡他人罪と犯し事發し官司人と差し  
 追喚せしむるを知り家小藏匿しと捕告と行  
 せしむる及以逃走する道路と指引し衣糧を  
 資給し送て他所小隠避せしむる者ハ各  
 罪人の罪ハ二等と減せしむる若罪人未  
 官司の追喚ハ係らむ若くハ已ハ追換  
 る者と雖も未ハ知しと藏匿隠避せし  
 むる者ハ俱ハ情と量と不應為ハ問以輕  
 重と分つ其轉報しと相送り罪人を隠匿

せしむる者情と知る者ハ皆坐せしむる  
 者ハ論せらむる

若官司の追捕と偵知しと其事情と漏泄

罪人として隠避せしむる者ハ罪人の

罪ハ一等と減せしむる未ハ断決せしむるの

間自ら捕獲する者ハ罪と免する若他人

捕得し及以罪人已ハ死し若くハ自首を

せしむる又各一等と減せらむる

其罪人ハ迫劫せしむる力制すること能

律例要條

捕

世二

已と得とて藏匿する者ハ三等を減せ

ら

断獄律

罰金

凡獄卒金及及以他物の自殺を可く及以

解脫を可きの具と以て囚は與る者の懲

役百日囚は囚逃走し及以自傷し或ハ人

を傷むるを致す者の懲役一年若囚

自殺し及以人と殺す者の懲役二年若財

を受る者の脏を計へ枉法と以て重なる從

て論せらる

凡常人囚は金及と與へ及以子孫祖父母

父母ふぼと與ともへ雇やう人家にや長ちやうと與ともる者ものハ各おのづか獄卒ごくその罪つみヨ一等いちどうと減へせらる

凡おのづか獄卒ごくそ金錢きんせん其他た應禁おつぎんの物ものと傳つたへ因よる

與ともる者ものハ違令いれい重おもふ問とふ若財じやくざいと受うる者ものハ

脏じやく計けいへ枉法かうぼうと以もつて重おもふ從したがふ論ろんせらる

律例要條 大尾

明治七年第五月刻

發兌書肆

南傳馬町二丁目

東京 有隣堂

